

～行方警察署からのお知らせ～

PCR検査やコロナワクチン接種を騙る二重電話詐欺に注意してください!

茨城県内において、保健所職員や市役所職員を騙り「75歳以上の高齢者は5万円支払えばPCR検査を受けることができる」「新型コロナウイルスのワクチンを受けることができるようになった。ワクチン接種を優先的に受ける為には予約金が必要だ。」等という内容の電話が掛かってきています。

高齢者のみを対象として保健所職員や市役所職員からPCR検査を勧めることはなく、新型コロナウイルスのワクチン接種に関する勧誘の電話も行っておりません。

これらの電話の特徴として

- 高齢者世帯に電話を掛けてくる。
- 保健所職員や市役所職員を騙る者は「予約金を払えば直ぐに検査やワクチン接種ができる」と騙り、高額な現金を要求してくる。

等が挙げられます。

今後このような不審な電話が掛かってきた場合は、焦らずに行方警察署に相談してください。

【お問合せ・相談先】行方警察署 生活安全課 ☎72-0110



全国健康保険協会（協会けんぽ）より 加入者の皆様へ

①令和3年度 保険料率のお知らせ

協会けんぽの健康保険料率は、加入者の皆様の医療費等に基づき、都道府県ごとに設定されています。令和3年度の協会けんぽ茨城支部の健康保険料率については、現状の9.77%から9.74%に引き下げとなります。介護保険料率（全国一律）については、現状の1.79%から1.80%に引き上げとなります。また、平成30年度からは、新たに「インセンティブ（報奨金）制度」が導入され、都道府県ごとの加入者及び事業主の健康に対する取組みが、2年後の健康保険料率に反映されることとなりましたので、特定健診の受診をお願いいたします。

②健康診断を受けましょう

協会けんぽは、加入者の家族（40歳～74歳の被扶養者）を対象に、特定健診を実施しています。健診は、疾病の予防や早期発見に欠かせないものであり、日頃の生活習慣を見直すチャンスでもあります。年に一度、健診費用の一部を協会けんぽが補助しますので、必ず受診しましょう。

③医療費が高額になりそうときは「限度額適用認定証」

健康保険には高額な医療費を支払った場合、あとで自己負担限度額を超えた分について払い戻される「高額療養費制度」があります。また、高額な窓口負担が予想される方は、保険証と「限度額適用認定証」を併せて医療機関窓口で提示することで、医療機関ごと（1ヶ月単位）の窓口負担が法定の自己負担額までとなります。手続き方法や詳細についてはお問合せください。

【お問合せ】協会けんぽ 茨城支部

①に関する事：企画総務グループ	☎029-303-1580
②に関する事：保健グループ	☎029-303-1584
③に関する事：業務グループ	☎029-303-1582